廃棄物処理法第12条第3項又は第12条の2第3項の規定により届出をすべき保管と、豊田市適正処理 条例第16条の規定により届出をすべき保管の区分

区分		位置	事業場外		事業場内	
		面積	100m ² 以上	3 0 0 m ² 以上	100m ² 以上	300m ² 以上
法	建設廃棄物	屋内	_	0	_	
律		屋外	_	0	_	
	建設廃棄物	屋内	_	_	_	
条		屋外	0	•	0	0
例	廃タイヤ	屋内	_	_	_	
		屋外	0	0	0	0

- (注) ○は届出が必要となるもの。
 - は対象外。
 - ●が条例による届出が不要となるもの。